

令和5年度 第1回 尼崎市障害者差別解消支援地域協議会次第

日時 令和6年2月5日（月）午後2時～4時

場所 尼崎市役所南館地下1階 1-1会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 尼崎市障害者差別解消支援地域協議会の開催状況と取組みについて（資料1）
- 5 令和5年度の尼崎市における障害者理解の普及啓発並びに障害者差別を解消するための取組みについて（資料2）
- 6 教職員向け研修・生徒向け授業のご案内について（資料3）
- 7 令和6年度向けの課題と新たな取組みについて（資料4）
- 8 障害者差別解消に関する新たな啓発方法について（資料5）
- 9 令和4年度における障害を理由とする差別に関する相談対応の事例について（資料6）
- 10 その他

以上

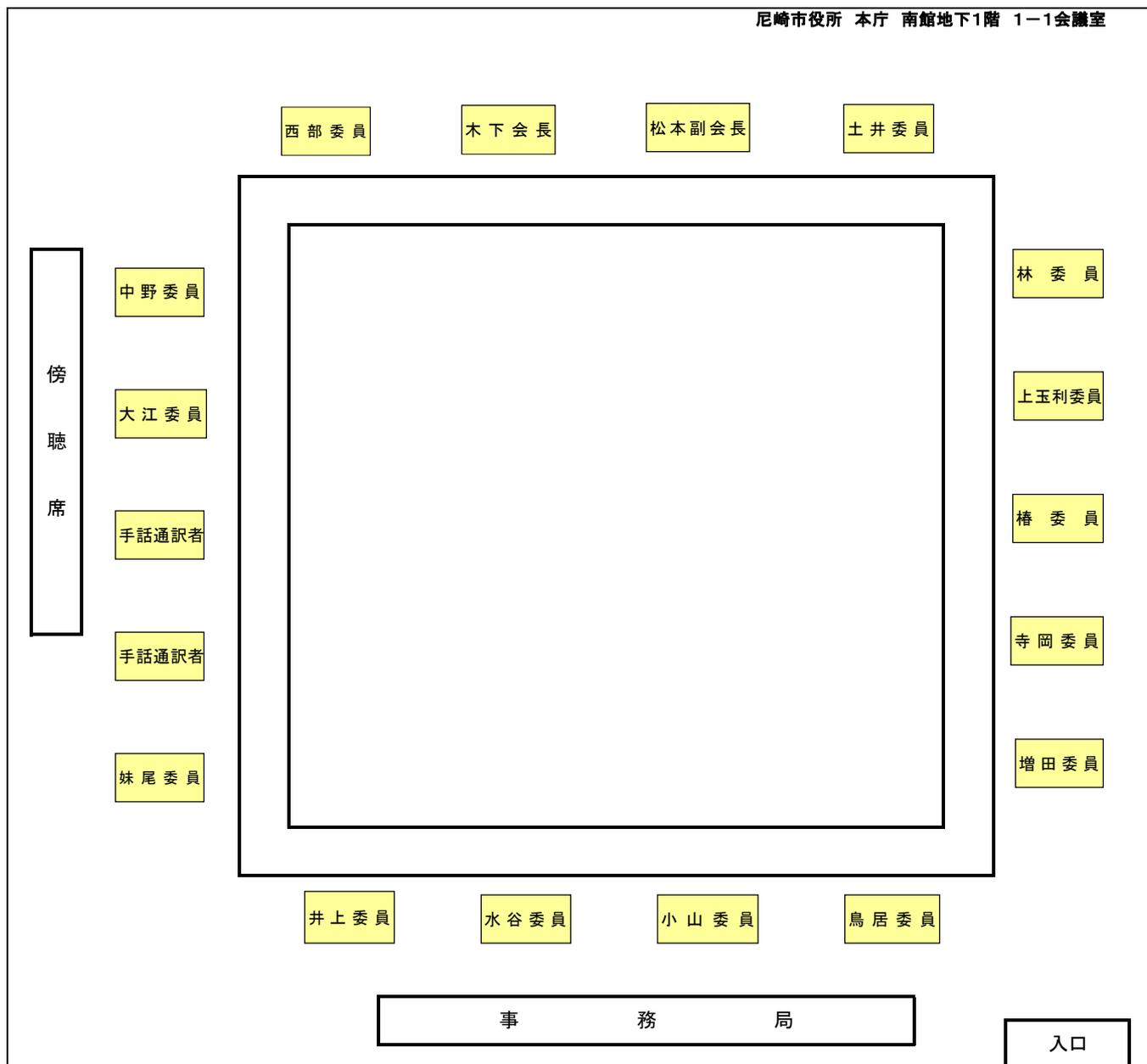
尼崎市障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿

令和6年2月1日現在

No.	種 別		役職名等	氏 名 (敬称略)
1	公共職業安定所	就労	尼崎公共職業安定所 職業相談部長	前川 達久
2	特別支援学校関係者	学校	兵庫県立阪神特別支援学校 支援部副部長	土井 加織
3	尼崎市	行政	尼崎市福祉局法人指導・障害福祉担当部長	林 弘之
4	人権擁護委員協議会	人権	尼崎人権擁護委員協議会 会長	上玉利 敏昭
5	障害者団体	児童・肢体	尼崎市肢体不自由児者父母の会 書記	椿 幸子
6	障害者団体	身体	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 事務局長	寺岡 睦
7	障害者団体	精神	あまかれん（尼崎市精神福祉家族会連合会） 副会長	増田 照美
8	障害者団体	児童・知的	尼崎市手をつなぐ育成会 会長	鳥居 祐紀
9	障害者団体	難病	尼崎市難病団体連絡協議会 事務局長	小山 昇孝
10	障害者団体	発達	ピュアコスモ 阪神地区地域交流委員	水谷 素子
11	サービス事業所関係者	事業	あぜくら福祉会 理事長	吉兼 克彦
12	商工事業所関係者	就労	尼崎商工会議所 総務部 総務・広報グループ課長	井上 雅文
13	委託相談支援事業所等	児童	尼崎市立たじかの園 相談支援事業担当係長	妹尾 眞里
14	委託相談支援事業所等	身体	地域共生スペースぷりぱ 理事長	大江 尚子
15	委託相談支援事業所等	精神	尼崎あすなろ福祉会 地域生活支援センターポルタ管理者	松本 希久子
16	委託相談支援事業所等	就労	尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり 部長	柏原 敏昭
17	委託相談支援事業所等	障害	阪神南圏域コーディネーター	中野 美智子
18	学識経験者	障害	兵庫県立大学大学院 教授	木下 隆志
19	学識経験者	法律	兵庫県弁護士会 会員	西部 智子

<令和5年度 第1回 尼崎市障害者差別解消支援地域協議会 座席図>

尼崎市役所 本庁 南館地下1階 1-1会議室



尼崎市障害者差別解消支援地域協議会の開催状況と取組みについて

○ 平成 28 年度

開催日	会議名	議題
平成 29 年 3 月 30 日	第 1 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の趣旨説明 ・協議会の中心となる事務の協議 ・尼崎市の取組の紹介 ・尼崎市内で発生した事例の紹介（平成 28 年度上半期）
<p>（協議会での協議事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の設置趣旨に関する説明のほか、本市の障害者差別解消に係るこれまでの取組、次年度の協議予定内容の説明、平成 28 年度上半期における相談事例を共有した。 		

○ 平成 29 年度

開催日	会議名	議題
平成 29 年 9 月 19 日	第 1 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市版障害者差別解消啓発リーフレットの作成 ・平成 28 年度下半期の尼崎市内で発生した事例の紹介・情報共有
平成 30 年 2 月 5 日	第 1 回リーフレット策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット策定部会の委員構成 ・個別ヒアリング結果 ・現行リーフレットのカスタマイズ案 ・今後のスケジュール
平成 30 年 3 月 16 日	第 2 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消啓発リーフレット ・平成 29 年度上半期の尼崎市内で発生した事例の紹介・情報共有
<p>（取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に作成したリーフレット「みんなで取り組む障害者差別解消法」の内容を見直し、尼崎市版障害者差別解消啓発リーフレットを作成することとなった。 ・リーフレットの作成にあたり、協議会委員への個別ヒアリングの実施やリーフレット策定部会を開催することとなった。 ・委員 7 名へのヒアリング実施及び委員 11 名によるリーフレット策定部会での協議を経て、リーフレットを作成した。 		

○ 平成 30 年度

開催日	会議名	議題
平成 30 年 8 月 30 日	第 1 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消リーフレット ・ 今後の協議会の運営 ・ 事例の紹介及び情報共有
平成 30 年 12 月 21 日	第 2 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回会議の意見シートの集約結果 ・ 事例の紹介・情報共有 ・ 障害者差別解消法の啓発
平成 31 年 2 月 14 日	第 1 回パンフレット策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレットの増版・活用方法等 ・ パンフレットの構成・活用方法等 ・ パンフレット策定部会スケジュール
平成 31 年 3 月 26 日	第 3 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレットの増版・活用方法等 ・ パンフレットの構成・活用方法等 ・ 協議会スケジュール ・ 事例の紹介・情報共有
<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度に作成したリーフレットを公共施設の窓口に設置したほか、障害者団体の総会や学習会、市政出前講座、市職員研修、意思疎通支援者養成講座等で配付した。 ・ 協議会にて「障害の理解を深めるには、障害の特性や配慮すべき事例を説明できる資料をつくる必要がある」との意見があり、啓発パンフレットを作成することとなった。 ・ 啓発パンフレットの作成にあたり、パンフレット策定部会を開催することとなり、平成 31 年 2 月に第 1 回部会を開催した。 		

○ 令和元年度

開催日	会議名	議題
令和元年 6 月 20 日	第 1 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレットの構成・活用方法等 ・ リーフレットの活用方法等 ・ 協議会スケジュール
令和元年 7 月 25 日	第 1 回パンフレット策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレットの構成・活用方法等 ・ 協議会スケジュール
令和 2 年 2 月 25 日	第 2 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消パンフレット素案 ・ 協議会スケジュール
<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度に引き続き、パンフレット策定部会の開催を通じてパンフレットの構成等に関する協議を行い、啓発パンフレットを作成した。 ・ 平成 29 年度に作成したリーフレットを市立中学校の全生徒に配付することとなり、令和元年 7 月の中学校長会で説明を経て全市立中学生に配布。合わせて、教員や保護者向けに障害者差別解消法に関する研修・生徒向け授業の案内も配布した。 		

- 令和2年度
新型コロナウイルスの感染拡大により、協議会の開催を見送った。

- 令和3年度

開催日	会議名	議題
令和3年10月22日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の取組状況の公表に関する取扱い ・令和2年度における障害を理由とする差別に関する相談対応の事例 ・障害者差別解消法に関する啓発パンフレットの効果的な活用 ・市職員の意識向上に向けた取組み ・障害を理由とする差別の解消に関する法律の一部を改正する法律の概要
令和4年3月30日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市障害者差別解消法対応ハンドブック(案) ・障害理解の普及促進並びに障害者差別を解消するための取組み
<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市職員が障害の特性や多様性を理解し、障害のある方へ適切に対応するため「尼崎市障害者差別解消法対応職員ハンドブック」を作成することを確認した。 ・令和元年度に作成した啓発パンフレットの効果的な活用について協議した際、パンフレットを広く周知するために子どもたちに動画を作成してもらえるよう募ってはどうか、との意見があった。 		

- 令和4年度

開催日	会議名	議題
令和5年2月9日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度における障害を理由とする差別に関する相談対応の事例 ・障害者差別解消に関する啓発動画の作成 ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の概要
<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の協議会での委員意見を参考として、市内在住の青少年の協力を得て、啓発パンフレットのPRや障害の理解を深めることを目的とした動画の作成に取り組むこととし、尼崎市立ユース交流センターと連携し、同センターを利用する青少年たちに動画の作成や出演を依頼した。 		

以上

令和5年度の尼崎市における障害者理解の普及啓発並びに障害者差別を解消するための取組み

区分	項目	取組内容	R5年度の取組	R6年度の取組 (案)
市民等への周知・啓発				
	☆啓発冊子（パンフレット・リーフレット）の活用	本庁舎等での配布や市政出前講座・各種団体研修会等で活用するほか、市ホームページに掲載する。	12月に市民後見人に対して実施した市政出前講座において、啓発パンフレットを活用し、障害特性や必要な配慮等について周知を図った。	R5年度の取組を継続する。
	☆啓発動画の作成	パンフレットのPR及び障害について市民の理解を深めることを目的とした動画を作成し、市の公式YouTubeチャンネルに掲載する。	市立ユース交流センターと連携し、障害への理解を深める動画を作成し、11月に市の公式YouTubeチャンネルに掲載した。	R5年度に完了
	☆学生向け授業及び教職員向け研修の実施	障害者当事者団体や事業所の協力のもと、生徒向け授業及び教職員向け研修を実施する。	平成30年度に案内チラシを配布したが実績なし。教育委員会の職員に対し、前回の研修案内資料や案内時期について、改善すべき点を協議した。その結果、研修案内の情報量を増やすことが必要ではないかとの提案がなされた。	研修案内資料の拡充を行い、改めて学校に対して研修の案内を行う。
	☆ホームページの活用	障害者差別解消法や障害者差別解消支援地域協議会等の情報を市ホームページに掲載する。	障害者差別解消支援地域協議会の開催情報をホームページに掲載した。内閣府が作成した啓発パンフレットを新たに掲載した。	R5年度の取組を継続する。
	市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）の実施	障害のある人とない人との交流機会を創出し、より一層の相互理解を深める事業を実施する。	11/18（土）に開催し、約2,500人が参加し好評であった。	R5年度の取組を継続する。
	手話言語普及啓発事業の実施	手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を促進するため、市民等を対象にした体験講座を実施する。	生涯学習プラザ等で11回開催し、89人が参加した。	R5年度の取組を継続する。
	自発的活動支援事業の実施	障害のある人の社会参加や地域の理解促進を図るため、障害のある人やその家族、地域住民等による地域での自発的な活動に対し、活動費用の一部を助成する。	9月18日から24日までの「国際ろう者週間」に合わせ、手話言語の普及促進を目的に尼崎城などを青色でライトアップする。	尼崎城のライトアップを行ったほか、9月23日（祝）に阪急塚口駅周辺・JR尼崎駅周辺・阪神尼崎駅周辺にて、当事者団体と共同で啓発のためのポケットティッシュを作成し、配布した。
	障害に関するマークの普及啓発	障害理解を深めるため、「耳マーク」や「ほじょ犬マーク」等、障害に関するマークを市ホームページ等で周知する。	地域課長会で事業周知を行った結果、選定団体が10団体と増加した。	R5年度の取組を継続する。
	ヘルプマーク・ヘルプカード、「ハートプラスマーク」カードの配布	援助や配慮を必要としている人のためのマークであるヘルプマークや、緊急連絡先や必要な支援等を記入できるヘルプカード、内部障害のある人のための「ハートプラスマーク」カードを配布する。	市役所本庁障害福祉課、疾病対策課、南北障害者支援課、南北地域保健課等で配布している。	R5年度の取組を継続する。

市職員の研修・啓発				
	☆障害を理由とする差別の解消に関する職員研修の実施	新規採用職員等研修及び新任役職者研修に障害理解と差別解消に関するカリキュラムを取り入れる。	4/13（木）の新規採用職員等研修及び5/30（火）の新任役職者研修で障害理解と差別解消の講義を行った。	R5年度の取組を継続する。
	手話及びろう者に対する理解と手話の普及促進に関する研修の実施	全職員を対象に、手話及びろう者に対する理解を深めるための体験学習の場として研修を実施する。	11/1（水）に市政課題研修「知ろう！体験してみよう！手話講座」を開催し、22名の職員が参加した。	R5年度の取組を継続する。
	☆障害者差別解消法対応職員ハンドブックの作成	障害の特性や多様性を理解し、障害者へ適切に対応するために障害者差別解消法対応職員ハンドブックを作成し、職場研修等で活用する。	R4.4月に障害者差別解消法対応職員ハンドブックを全職場に配布した。	職場研修等での活用を定期的に促す。
	尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の周知	障害を理由とする差別の解消に向けた取組みのより一層の促進を図るため、当該要領の周知を図る。	5/30（火）の新任役職者研修において、当該要領の説明を行った。	R5年度の取組を継続する。
	障害者活躍推進計画に基づく研修の実施など	障害者雇用促進法及び本市の障害者活躍推進計画に基づき、障害者を会計年度任用職員として任用するハートフルオフィスup×3（アップスリー）事業など、障害のある職員が能力を発揮できるよう、職場の理解促進を図り、働きやすい職場環境を整える取組を進める。	障害者活躍推進研修および合理的配慮に係る研修を会計年度任用職員まで拡大して実施した。 尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」事業で勤務するスタッフが市役所各課で事務従事できる取組を開始した。（3課）	R5年度の取組を継続する。 チャレンジ雇用とは別に、新たな障害者雇用枠での会計年度任用職員（事務補助員）の市役所各課での任用を開始する。（R6.2.13より7課の一括募集開始）

※項目の先頭に☆がついているものは、本協議会が主体となって実施したものを。

障害者差別解消に関する啓発動画の作成について

1 動画作成に至った経緯

令和3年度に開催した本協議会において、平成30年度から令和元年度にかけて本協議会での協議を経て作成した障害者差別解消に関する啓発パンフレット「みんながいっしょに学ぶ・働く・暮らす尼崎をつくろう！」の効果的な活用方法について協議した際、委員より、パンフレットを広く周知するための動画を子どもたちに作成してもらおうよう募ってみてはどうか、との意見が出された。

当該意見を参考にして、市内在住の青少年の協力を得て、啓発パンフレットのPR及び障害者について市民の理解を深めることを目的とした動画の作成に取り組むこととしたもの。

2 動画作成に係る連携・進め方

尼崎市立ユース交流センターと連携し、同センターを利用する青少年たちに動画の作成や出演を依頼することとした。

動画の作成にあたっては、障害者差別解消に資するものとするを前提に、内容の検討や撮影の方法等は基本的に青少年たちに一任する形としつつ、適宜、報告・確認を行いながら進めていくこととした。

3 動画内容

青少年たちが設定したテーマ（電動車いすのバッテリーが切れ、スロープを前に困っていきそうな車いすの方に遭遇した際にどのように対応するのがよいか）を動画で再現。①大丈夫だろうと考えそのまま立ち去る②突然後ろから車いすを押す③声をかけ、押していいかを確認してから車いすを押す の3パターンを撮影。その後、勇気をもって声をかけてほしいというメッセージを伝える。

4 動画の公表

令和5年11月17日より、本市公式 Youtube チャンネルにて公開。

タイトル：障害のある人への差別をなくそう！～あなたならどうしますか？～

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=8TTS4uicq5k>



5 参考（これまでの取組経過）

- 令和4年5月
ユース交流センターの運営指導を担当する本市こども青少年局こども青少年課に動画作成に係る趣旨説明を行うとともに、同センターとの橋渡しについて依頼。
- 同6月
ユース交流センターのスタッフ（センター長及び副センター長）に動画作成の趣旨及び同センターを利用する青少年の協力を得て動画を作成したい旨の説明を行い、賛同を得た。
- 同7月～11月
今後の進め方やおおまかなスケジュール等について、ユース交流センターと意見交換を進めていく中で、大学生3名及び高校生1名より、動画作成に参加したい旨の申し出あり。
- 同12月
動画作成の参加希望者のうち3名に対し、動画作成に至った背景や趣旨、障害者差別解消法の概要等を説明するとともに、動画イメージの共有や方向性に関するディスカッション等を実施。
今年度内に動画を完成することを目指して取り組んでいくことを改めて確認。
- 令和5年6月～11月
ユース交流センターのセンター長から、作成された動画を受領。その後、本市より複数回、字幕などについて修正を依頼。さらに、本市広報課からの確認作業を受けるなど、動画公開の手続きを進める。
- 令和5年11月17日
本市公式 Youtube チャンネルにて公開

以 上

～障害者差別解消法～

教職員向け研修 生徒向け授業のご案内

障害福祉政策担当課では、各種障害当事者団体・事業所のご協力のもと、障害者差別解消法の理解のために、下記のような教員向け研修、生徒向け授業を行っています。
ご希望があればぜひご相談ください。

タイトル	内 容	備考
まんまるはーと ワークショップ	知的障害／自閉症疑似体験を通じて、困りごとが目に見えにくい知的、発達障害等の理解を深めるためのワークショップを行います。	生徒向け授業 教職員向け研修
薬害と差別偏見 (なぜ差別偏見は起 こるのか)	薬害とは、本来、病気を治す薬にウィルスなどが混じり、感染してしまうことです。そのため、病気になったり、生命を脅かされ、また、感染を恐れた人から差別を受けました。薬害の被害と差別偏見の歴史を学びます。	生徒向け授業 教職員向け研修
生命の大切さを知ろ う	様々な難病が世の中にたくさんあることを知るとともに、病気やその病気によって障害を負っている人から、生命の大切さを学びます。	生徒向け授業 教職員向け研修
個性？障害？発達障 害ってナニ？	「基本講義」、「疑似体験」、「体験談」などを通じて、発達障害を学びます。	生徒向け授業 教職員向け研修
精神障害について学 ぶ上映会 「夜明け前」	今から百年前に、精神障害者の私宅監置について調査を行った、呉秀三に関する映画「夜明け前」を通じて、精神障害と障害に伴う差別について学びます。	教職員向け研修
災害時の障害者を取り 巻く状況について 学ぶ上映会 「星に語りて」	東日本大震災の際の、障害者の状況と支援者の活動を描いた映画「星に語りて」を通じて、災害時の障害者を取り巻く状況について学びます。	教職員向け研修
私たちにできること 2019	様々な例や動画、ロールプレイなどを通じて、障害って何なのかをいろいろな視点で考える機会を持ち、みなさんが今できることを学びます。	生徒向け授業 教職員向け研修

平成 30 年作成資料

連絡先：障害福祉政策担当（古賀）
電話：06-6489-6577
FAX：06-6489-6351

記入例

タイトル	障害者福祉施策について															
実施団体	尼崎市役所障害福祉課															
対象者の目安	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">小学校</td> <td rowspan="2">中学校</td> <td rowspan="2">教職員</td> <td rowspan="2">その他</td> </tr> <tr> <td>低学年</td> <td>中学年</td> <td>高学年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>保護者</td> </tr> </table>	小学校			中学校	教職員	その他	低学年	中学年	高学年		○	○	○	○	保護者
小学校			中学校	教職員				その他								
低学年	中学年	高学年														
	○	○	○	○	保護者											
授業時間の目安	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 10px;"> <tr><td style="padding: 2px 5px;">60</td><td style="padding: 2px 5px;">分</td></tr> </table> 又は <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 10px;"> <tr><td style="padding: 2px 5px;">30</td><td style="padding: 2px 5px;">分</td></tr> </table>	60	分	30	分											
60	分															
30	分															
受講人数の目安	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">一クラス</td> <td style="width: 25%;">一学年</td> <td style="width: 25%;">全生徒</td> <td style="width: 25%;">その他</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	一クラス	一学年	全生徒	その他	○	○									
一クラス	一学年	全生徒	その他													
○	○															
学校が準備する必要があるもの	パワーポイントを投影するためのスクリーン、パソコン車いす(1台:体験用)															
開催場所	教室、体育館															
内容	<p>障害とは何なのかという説明から始め、障害の手帳の種類や等級、障害の種類を説明するとともに、障害者がどのようなことに困っているのか、どのような配慮が必要なのかを、パンフレットを使いながら説明します。また、障害の手帳を取得されたことがどのようなサービスを利用することができるのか、主なものについて案内していきます。最後に、車いすに実際に乗っていただき、日常生活や社会生活の中にどのような「壁」があるのかを実際に体験していただきます。</p>															
スケジュール例	<p>0:00～0:20 身体障害、知的障害、精神障害、難病など、「障害」とはどのようなものかをパンフレットに沿って説明。 0:20～0:40 障害者が利用できる制度、サービスなどについて説明。 0:40～1:00 車いすに実際に乗ってもらい、学校内での社会的障壁を体験してもらう。</p>															
備考	<p>講師として車いす利用者が伺います。会場までの導線を確認してください。 講師が聴覚障害者のため、手話通訳者の準備をお願いします。 土・日・祝は実施できません。</p>															

タイトル	
------	--

実施団体	
------	--

対象者の目安	小学校			中学校	教職員	その他
	低学年	中学年	高学年			

授業時間の目安	分	又は	分
---------	---	----	---

受講人数の目安	一クラス	一学年	全生徒	その他

学校が準備する必要があるもの	
----------------	--

開催場所	
------	--

内容	
----	--

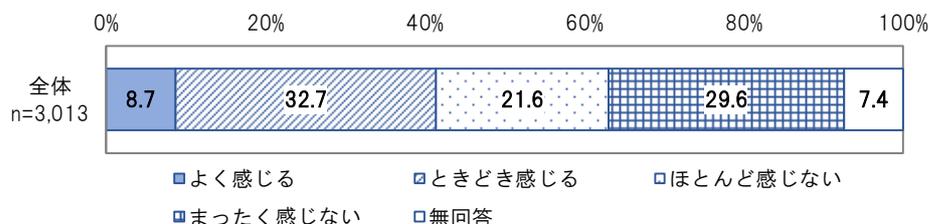
スケジュール例	
---------	--

備考	
----	--

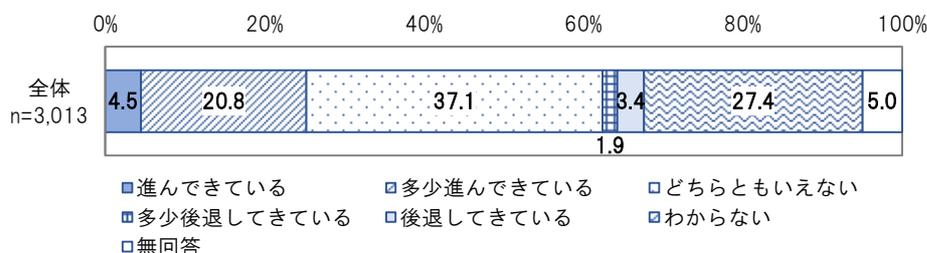
令和6年度向けの課題と新たな取組みについて

令和5年6月に障害のある方を対象に実施した「尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査」の結果、

「日常生活において障害があるために差別や偏見を感じることの有無」に関する問いに対し、41.4%の方が「感じる」と回答しており、差別や偏見を「感じる」方の割合が依然として高い状況にある。



また、同調査で「障害に対する市民の理解の浸透」については、25.3%の方が「進んできている」と回答した一方、64.5%の方が「どちらともいえない」や「わからない」と回答しており、障害に対する市民の理解がまだまだ十分に浸透しているとは言えない状況にある。



- 1 障害者差別解消法の認知度のさらなる増進に向けた取組み
障害者差別解消法の認知度については、

	認知度	調査年
市職員	89.5%	(R4)
一般市民	35.7%	(R4)
当事者	13.7%	(R5)

※「合理的配慮」の認知度

となっており、市の障害者活躍推進計画に沿った取組みにより、市職員における認知度は一定程度上昇しているが、一般市民、また当事者の認知度が低迷している状況にある。そのため、一般市民への啓発活動に積極的に取り組むことが必要である。

R6事業（案）

区分	項目内容	取組内容
市民等への周知・啓発		
	障害者差別解消啓発キャンペーンの実施	障害者週間（12/3～9）に市内主要ターミナル等において啓発グッズを作成、配布する。

- 2 「合理的配慮の提供」の義務化への対応

令和6年4月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されるにあたり、市では内閣府作成のリーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」を尼崎版として印刷し、当面公共施設に配布したところであるが、民間事業者への周知が不足している。

R6事業（案）

区分	項目内容	取組内容
市民等への周知・啓発		
	民間事業者への合理的配慮の提供義務の周知	商工会議所にて内閣府作成のリーフレット、協議会作成のパンフレットを配架する。 商工会議所HPにて、障害者差別解消にかかる尼崎市のHPのリンクを掲載する。

障害者差別解消に関する新たな啓発方法について

1 経緯

障害者差別解消法の認知度については、一般市民、また当事者の認知度が低迷している状況にある。令和6年4月からは事業者についても合理的配慮の提供が義務化されることとなり、より広く啓発活動に取り組むことが必要である。

2 新たな啓発方法（案）

① 啓発用ポケットティッシュの配布

障害者差別解消法の改正により、事業者においても合理的配慮の提供が義務化される旨記載されたポケットティッシュを作成し、市内の主要駅において配布する。また、市役所等、公共施設の窓口に設置する。

配布場所：JR尼崎駅、阪急塚口駅、阪神尼崎駅

設置場所：市役所障害福祉課、南北障害者支援課、各地区保健福祉申請・受付窓口
各サービスセンター等

② 啓発用のぼりの設置

12月3日から12月9日までの障害者週間に合わせ、市内の主要駅においてのぼりを設置する。

設置場所：JR尼崎駅、阪急塚口駅、阪神尼崎駅、市役所本庁

3 検討を要する事項

- ① 啓発用ポケットティッシュのデザイン
- ② 啓発用のぼりのデザイン
- ③ 啓発用ポケットティッシュを配布する人員の確保

以 上

令和6年4月1日から
**事業者による障害のある人への
 合理的配慮の提供が義務化されます！**

	行政機関等	事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取り扱い」を禁止し、障害のある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

たとえば...

盲導犬など補助犬の役割を理解し、一緒に入れる店舗や事業所を増やす。



たとえば...

知的障害、発達障害のある人に説明するときは、絵や図なども使ってなるべく具体的に表現する。





障害のある人への
合理的配慮の
提供が義務化！



尼崎市

180cm

60cm

12月3日～9日

障害者週間



尼崎市

あいうえおあいうえおあいうえおあ

障害者週間

12月3日～9日



尼崎市

令和4年度における障害を理由とする差別に関する相談対応の事例

【↓相談種別】1:差別的取扱い 2:合理的配慮 3:環境整備 4:その他

No	年日	相談方法	相談者	障害種別	対象区分	相談種別	事例の概要	
							相談内容	対応内容
1	R4.4	来庁	障害当事者	身体障害 (聴覚障害)	行政機関	2 3	<p>①相談者は、失聴に近く話が聞き取りにくいですが、本市の窓口で筆談をしてくれないことがあった。筆談やアプリ、パソコンなど使って合理的配慮をすべきである。</p> <p>②市内中学校の校門の点字ブロックの敷き方が間違っていた。</p> <p>③発行物の文字の背景に色をつけていたので、色覚障害者には見にくいものとなっていた。背景色、色文字、写真や画像と文字がかぶるなど、色覚障害者は見にくい。</p>	<p>①行政機関において合理的配慮の提供は義務であること、筆談等の必要性などについて、対応した職員に伝えた。</p> <p>②③相談者から本市の担当課にすでに直接伝えており、担当課が対応済みであると相談者から報告があった。また、相談者は点字ブロックの写真や発行物の現物を持ち歩いており、いずれも対応済みである旨確認ができた。</p>
2	R4.9	電話	介護者(匿名)	身体障害 (肢体不自由)	民間事業者	2	<p>市内でバスに乗車したが、降車時に段差のある場所で降らされた。また、バスに乗車した車いす使用者に運転手が声をかけることもなく、勝手に車いすを動かされたことがあった。</p>	<p>バス会社に対し、左記の相談があったことを報告。相談内容について社内で共有し、今後、同様の事案が起きないように運転手に注意喚起を図っていくとのことであった。</p>
3	R5.3	電話	市民(匿名)	身体障害 (肢体不自由)	民間事業者	1	<p>バスに偶然乗り合わせていた市民から情報提供からあったもの。相談者がバスに乗車していたところ、バス停で車いす利用者がバスに乗ろうとしたものの、乗車を拒否されていた。その時、バスには車いすの利用者がすでに1名乗車していたが、それほど混雑しているわけではなく、2台とも乗ることが可能だと思われた。その時乗車拒否されていた人は、いつも同じ時間に同じ路線を利用している方で、その日以外にも乗車拒否されている様子を3回見た。</p>	<p>バス会社に対し、左記の相談があったことを報告。バス会社は当該時刻の映像を確認した。当該便は混雑のなか1台車いすのお客様が乗車していたが、停留所に車いすを使用するお客様はならず、乗車拒否等の事象を確認できなかった。また、当該便の前後も調べたが、両便とも車いすをご利用のお客様を確認できなかったとのこと。相談内容については、社内で共有するとのことであった。</p>